

宮 介 第 1 3 4 号
令 和 4 年 4 月 2 5 日

各高齢者施設・事業所 管理者 様

宮崎市福祉部介護保険課長
(公 印 省 略)

「医療緊急警報」発令に伴う要請等について (依頼)

このことについて、県長寿介護課から下記のとおり依頼文書が出されましたので、送付いたします。

※ この文書は各サービス毎に送信されるため複数回送信される
事業所がありますが、ご了承ください。
※ 参考資料については、市ホームページにてご確認いただきま
すようお願いいたします。

(QRコード)



2 4 3 - 1 1 0 8
令和4年4月22日

各高齢者施設管理者 様

宮崎県福祉保健部長寿介護課長
(公 印 省 略)

「医療緊急警報」発令に伴う要請等について (依頼)

新型コロナウイルス感染症の感染防止に向け、平素より御尽力をいただいております。本日開催された県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において対応方針が見直され、医療のひっ迫状況等に応じた新たな警報区分として、「医療緊急警報」が4月25日から5月15日までを目途に発令されることとなりました。

については、高齢者等への感染拡大を防止するため、下記1のとおり県下全域に要請することとなりましたので、御理解と御協力をお願いします。

また、高齢者施設の面会については、下記2のとおり取り扱うこととされましたので、今後はこの方針に沿った対応をお願いします。

記

1 要請について【県下全域対象】

(1) 期間

令和4年4月25日(月)から令和4年5月15日(日)まで

※終期は医療のひっ迫状況等を見極めて判断

(2) 面会について

緊急やむを得ない場合を除き対面での面会を制限し、ガラス越しやオンラインでの面会をお願いします。

(3) 会食について

会食は、一卓4人以下・2時間以内でテーブル間の席の移動は控え、家族などいつも一緒にいる身近な人とお願いします。

(4) 健康管理の徹底について

発熱の有無にかかわらず、些細な風邪症状(咳、咽の痛み・違和感など)であっても、かかりつけ医などの身近な医療機関に電話で相談の上、積極的に受診していただくようお願いします。

また、職員の健康状態に留意し、出勤前の体温計測を徹底するとともに、発熱、咳、咽の痛み等の症状が認められる場合は出勤しない・させないようお願いします。

2 高齢者施設の面会について

警報区分	目安 (病床使用率)	面会の取扱い
警報なし	—	○感染対策を徹底の上、最小限の人数で面会実施 ※令和3年11月24日付け厚生労働省事務連絡 「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」に基づく対応
医療警報	15%	
医療緊急警報	25%	○緊急やむを得ない場合を除き、対面での面会を制限 (ガラス越しやオンラインでの面会)
医療非常事態宣言 まん延防止等重点措置	50%	

<参考>令和3年11月24日付け厚生労働省事務連絡

「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」の主な内容

※ 詳細については別添の事務連絡をご確認ください。

- 面会については、可能な限り安全に実施できる方法を検討すること。
- 入所者及び面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮して、管理者が、面会時間や回数、場所を含めた面会の実施方法を判断すること。
- 面会の実施方法を判断する際、入所者及び面会者がワクチン接種済み又は検査陰性であることを確認できた場合は、対面での面会の実施を検討すること。

(参考資料)※4月22日知事会見資料から抜粋

【資料1】新たな対応方針

【資料2】医療提供体制の強化

(問い合わせ先)

施設介護担当・居宅介護担当

TEL : 0985-26-7058 FAX : 0985-26-7344